

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第2節：施設・居住系サービスの利用見込みと整備目標)

第2節 施設・居住系サービスの利用見込みと整備目標

1 施設サービス利用者数の推移

介護関連施設には、厚生労働省が所管する「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院（平成30年（2018年）4月新設）」と有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などがあります。

ここでは、当町における介護保険施設の利用者の推移について記載します。

＜施設サービス全体＞

単位：人／月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	6	7	7	4	6	7	9	5	3
要介護2	16	18	18	19	15	11	10	12	12
要介護3	26	33	41	34	36	30	29	32	32
要介護4	30	34	54	51	59	69	70	60	60
要介護5	34	35	39	38	43	45	46	43	41
合計	112	127	159	146	159	162	164	152	148

資料：地域包括ケア見える化システムより

施設のサービス基盤の変遷については、平成26年4月に町立千曲病院の介護療養型医療施設（40床）が医療療養型病床へ転換、6月に介護老人福祉施設（70床）の開所、平成27年4月には老人保健施設さやかが80床から58床へと減床され、令和5年10月には町立千曲病院に介護医療院（18床）が開設されました。

また、広域的には平成30年に、隣接する市町で介護老人福祉施設のうすだコスモ苑（旧 勝間園）と、こうみの里（旧 美ノ輪荘）の移転・増床がありました。

施設サービス利用者については高止まりで推移していますが、今後は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことや、介護医療院開設の影響を考慮しながら第9期計画以降の動向を推計します。

なお、施設利用者が高止まりの背景としては、核家族化などで高齢者のみの世帯が増加していることや家族の介護力の低下、介護保険サービス利用の定着化などが考えられます。

(1) 介護老人福祉施設・・・生活介護が中心の施設

常に介護の必要な要介護認定者のための入所施設です。入浴、排泄、食事、その他の日常生活の介護や、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行うことにより、入所者がその有する能力に応じて日常生活を営むことができるようになることを目的にした施設です。

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第2節：施設・居住系サービスの利用見込みと整備目標)

入所者数					単位：人／月				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	0	0	0	0	0	1	1	0	0
要介護2	1	1	1	1	1	0	1	2	2
要介護3	13	16	20	16	20	16	14	18	17
要介護4	21	24	45	37	45	53	54	48	50
要介護5	27	28	33	31	33	37	38	33	30
合計	62	69	99	85	99	107	108	101	99

※資料：地域包括ケア見える化システムより

(2) 介護老人保健施設・・・介護やリハビリが中心の施設

入浴、排泄、食事等の介護やリハビリ等を通して機能訓練や健康管理等を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的にした施設です。リハビリスタッフや看護師、医師等の配置基準が介護老人福祉施設より多くなっています。また、在宅復帰を目的としているため利用形態は終身的なものではありません。

入所者数					単位：人／月				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	6	7	7	4	6	6	8	5	3
要介護2	15	17	17	18	14	11	9	10	10
要介護3	13	17	21	18	16	14	15	14	15
要介護4	9	9	9	14	14	16	16	12	10
要介護5	5	5	4	6	9	7	7	8	9
合計	48	55	58	60	59	54	55	49	47

※資料：地域包括ケア見える化システムより

(3) 介護療養型医療施設・・・医療が中心の施設

一般病院等での入院や治療は必要ないが、在宅に戻るには医療依存度の高い要介護認定者が入所する施設です。

なお、介護療養型医療施設については、介護保険制度の改正により令和5年度末までに「介護医療院」等への転換を進めることが決定しています。

入所者数					単位：人／月				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第2節：施設・居住系サービスの利用見込みと整備目標)

要介護3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	1	0	0	0	0	0	0	0
要介護5	2	2	2	1	1	1	1	2	2
合計	2	3	2	1	1	1	1	2	2

※資料：地域包括ケア見える化システムより

(4) 介護医療院・・・医療と日常生活上の生活介護を行う施設

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ要介護認定者を対象として『「日常的な医学管理」や「看取り、ターミナルケア」等の医療機能』と、『「生活施設」としての機能』を兼ね備えた施設です。

入所者数

単位：人／月

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要支援	0	0	0	0	0	0
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

※資料：地域包括ケア見える化システムより（令和5年度は9月末現在）

2 施設・居住系サービスの目標値

住み慣れた地域で安心して在宅生活をおくるという町の基本方針を念頭に、居宅サービスを軸としながらも、在宅と施設間でバランスのとれた介護施設基盤の維持・整備を進めていきます。

(1) 介護老人福祉施設

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
利用計画人数	1,308	1,320	1,344	1,260	1,272	1,296	1,296	1,260
利用実績人数	1,289	1,199	1,188					
達成率	98.5%	90.8%	88.4%					

実績値は計画値を下回っていますが、令和6年度以降の利用者はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。なお、第9期計画期間中の施設整備はありません。

(2) 介護老人保健施設

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
利用計画人数	708	708	708	648	648	480	480	480

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第2節：施設・居住系サービスの利用見込みと整備目標)

利用実績人数	654	589	600					
達成率	92.4%	83.2%	84.7%					

実績値は計画値を下回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。なお、第9期計画期間中の施設整備はありません。

(3) 介護療養型医療施設

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
利用計画人数	12	12	12	-	-	-	-	-
利用実績人数	12	19	24	-	-	-	-	-
達成率	100.0%	158.3%	200.0%	-	-	-	-	-

実績値は計画値を上回りました。当施設は令和6年3月末に転換が決定しているため令和6年度以降の計画値は見込んでいません。

(4) 介護医療院

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
利用計画人数	0	0	0	216	216	216	216	216
利用実績人数	0	0	108					
達成率	0%	0%						

令和5年10月に町立千曲病院に介護医療院（18床）が開設されました。あわせて介護療養型医療施設からの転換も見込み、令和6年度以降の計画値を推計しています。なお、第9期計画期間中の施設整備はありません。

(5) その他居住系サービス

その他「居住系サービス」に分類されるサービスとして、以下のサービス等がありますが、第3章第1節5～6に目標値等を記載しています。

- ・ 特定施設入所者生活介護（第3章第1節5(1)⑩)
- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（第3章第1節5(2)⑤)
- ・ 地域密着型特定施設入所者生活介護（第3章第1節5(2)⑥)
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第3章第1節5(2)⑦)
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護（第3章第1節6(1)⑧)

3 共生型サービスの目標値

共生型サービスとは、介護保険サービスまたは障がい福祉サービスの指定がある事業所は、もう一方の指定が受けやすくなる特例です。

これまでは障がい者施設等でサービスを受けていた方が65歳以上になると、原則、介護保険サービスが適用となることから、慣れ親しんだ障がい福祉サービスを利用できなくなるなどの弊害が生じていました。

共生型サービス事業所が設置されれば、引き続き使い慣れた事業所でサービス

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第2節：施設・居住系サービスの利用見込みと整備目標)

を利用できたり、福祉に携わる人材の有効利用ができたりする等のメリットがあります。

当町では、現時点で参入事業所がないため第9期計画でのサービス量は見込みません。

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第3節：介護予防・日常生活支援総合事業の利用見込みと整備目標)

第3節 介護予防・日常生活支援総合事業の利用見込みと整備目標

1 介護予防・日常生活支援総合事業の目標値

当町では平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)を開始しました。

総合事業は、要支援認定を受けた方および基本チェックリストで事業対象者と認定された方(以下「事業該当者」という。)が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成しています。

全国統一基準でなく町が基準や報酬等を設定することで、よりこの地域に即した事業を展開します。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

平成28年度まで予防給付事業や介護予防事業で行っていたサービスを基に平成29年4月からスタートしました。事業該当者を対象に、介護予防ケアマネジメントで定めた「生活」「活動」「社会参加」などの目標を達成するための支援をします。また、ちょっとしたお手伝いを担う人材の育成を行い、住民主体の支え合いである「サービスB」の人材育成を図ります。

① 訪問型現行相当サービス(A2)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
利用計画人数	216	216	216	276	288	300	300	276
利用実績人数	208	227	264					
達成率	96.3%	105.1%	122.2%					

令和4年度と令和5年度の実績値は計画値を上回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

② 訪問型サービスA(A3基準緩和サービス)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
利用計画人数	48	48	48	96	96	108	108	96
利用実績人数	70	82	84					
達成率	145.8%	170.8%	175.0%					

実績値は計画値を上回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

③ 訪問型サービスB(住民主体のサービス)

訪問型サービスBは、住民による見守りや安否確認活動等がこれに該当します。第9期計画ではサービス量は見込みませんが、今後のサービス需要等を考慮しながらサービス提供体制の整備について検討します。

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第3節：介護予防・日常生活支援総合事業の利用見込みと整備目標)

④ 通所型現行相当サービス (A 6)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
利用計画人数	408	408	408	396	396	408	408	396
利用実績人数	360	361	384					
達成率	88.2%	88.5%	94.1%					

実績値は計画値を下回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

⑤ 通所型サービスA (A 7 基準緩和サービス)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
利用計画人数	792	804	804	792	792	804	804	792
利用実績人数	816	780	732					
達成率	103.0%	97.0%	91.0%					

令和4年度と令和5年度の実績値は計画値を下回っていますが、令和6年度以降の利用者はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。

⑥ 通所型サービスB (住民主体のサービス)

住民が主体的に行う通所型のサービス事業です。

当町では事業該当者のみを対象とする通いの場でなく、元気な高齢者も対象となる一般介護予防事業での通いの場を住民主体で運営する形態を目指します。

⑦ 通所型サービスC (短期集中型のサービス)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
利用計画人数	360	360	360	168	168	168	168	168
利用実績人数	70	144	156					
達成率	19.4%	40.0%	43.3%					

地域包括支援センター主催の介護予防事業「こつこつ元気教室」をベースに平成29年4月にスタートした事業です。

コロナ禍もあり実績値は計画値を下回っていますが、転倒予防・口腔機能の維持向上・栄養改善・閉じこもり予防・認知症予防を目的に令和6年度以降の計画値を推計しています。

(2) 一般介護予防事業

全ての高齢者を対象として、介護状態にならないように取り組む事業です。

「一般介護予防事業」については、「第2章第1節2 介護予防の推進 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 (地域支援事業) ②一般介護予防」に記載しています。

- ・健康教室
- ・ヘルスアップ教室 (転倒予防教室)
- ・男の料理教室

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第3節：介護予防・日常生活支援総合事業の利用見込みと整備目標)

町の事業のほか、社会福祉協議会の協力のもと取り組んでいるサロン事業も「通いの場」であり介護予防事業として継続していきます。

また、地域でこの事業を担える人材の育成についても、生活支援体制整備事業（第2章第4節1（3）②）の推進により地域の担い手の発掘・育成を図ります。

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第4節：介護保険給付費等の見込み)

第4節 介護保険給付費等の見込み

1 介護保険事業費の見込み

これまでに推計したそれぞれのサービス量に基づいて、介護サービス全体にかかる費用を算定することで、第1号被保険者の負担する介護保険料額（以下「保険料」という。）を決定します。介護サービス見込み量に、サービスごとの1回（日）あたりの平均給付額などを乗じ、令和6年度から令和8年度までの3年間の標準給付費を約43億3千4百万円と推計しています。

(1) 介護給付費

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 居宅サービス	536,436	549,323	558,478	548,398	534,384
訪問介護	119,673	121,626	123,711	114,524	115,831
訪問入浴介護	9,238	9,250	9,250	9,450	8,449
訪問看護	49,156	49,200	50,210	49,953	50,921
訪問リハビリテーション	13,951	15,156	15,580	15,580	14,349
居宅療養管理指導	3,974	3,989	3,979	3,935	3,895
通所介護	151,052	154,068	155,853	157,750	151,887
通所リハビリテーション	47,307	51,552	53,270	53,270	48,604
短期入所生活介護	19,972	19,998	19,998	19,998	18,350
短期入所療養介護（老健）	58,512	58,586	57,674	53,064	50,822
短期入所療養介護（介護医療院等）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	43,867	43,557	43,557	43,201	43,603
特定福祉用具購入費	881	881	881	881	881
住宅改修費	1,338	1,338	1,338	1,338	1,338
特定施設入居者生活介護	17,515	20,122	23,177	25,454	25,454
(2) 地域密着型サービス	108,664	108,802	108,802	109,441	107,864
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	57,638	57,711	57,711	57,711	57,711
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	51,026	51,091	51,091	51,730	50,153
(3) 居宅介護支援	75,834	75,973	75,927	74,948	74,212
(4) 施設サービス	603,043	607,095	571,345	570,298	558,722
介護老人福祉施設	349,578	353,310	359,890	359,452	347,876
介護老人保健施設	170,226	170,441	128,111	127,502	127,502
介護療養型医療施設（介護医療院）	83,239	83,344	83,344	83,344	83,344
合 計	1,323,977	1,341,193	1,314,552	1,303,085	1,275,182

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第4節：介護保険給付費等の見込み)

(2) 介護予防給付費

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス	35,949	36,856	36,856	35,753	36,407
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	8,636	8,880	8,880	8,880	8,111
介護予防訪問リハビリテーション	9,529	9,870	9,870	9,870	10,637
介護予防居宅療養管理指導	453	453	453	453	453
介護予防通所リハビリテーション	7,375	7,695	7,695	6,781	7,092
介護予防短期入所生活介護	548	548	548	548	548
介護予防短期入所療養介護（老健）	1,789	1,791	1,791	1,791	1,791
介護予防短期入所療養介護（介護医療院等）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	6,344	6,344	6,344	6,155	6,500
介護予防特定福祉用具購入費	258	258	258	258	258
介護予防住宅改修費	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	6,017	6,024	6,024	5,498	5,673
合 計	41,966	42,880	42,880	41,251	42,080

(3) その他給付費

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 特定入所者介護サービス費	45,121	44,991	44,796	43,886	46,031
(2) 高額介護サービス費	24,732	24,661	24,554	24,055	25,231
(3) 高額医療合算介護サービス費	3,523	3,513	3,498	3,427	3,594
(4) 審査支払手数料	1,392	1,392	1,392	1,226	1,286
合 計	74,768	74,557	74,239	72,593	76,142

(4) 標準給付費等

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 標準給付費見込額 ①-②+③	1,441,747	1,459,756	1,432,793	1,416,929	1,393,404
内 訳	①年度別総給付費	1,440,711	1,458,630	1,431,671	1,416,929
	②利用者負担見直しによる影響額				
	③利用者負担見直しによる影響額	1,036	1,126	1,122	
	④消費税率等の見直しを勘案した影響額				
第9期計画期間中の標準給付費見込額	4,334,296				
(2) 地域支援事業費	50,120	50,400	51,530	58,784	54,646
介護予防・日常生活支援総合事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	28,920	29,200	30,330	32,640
	包括的・任意事業	19,500	19,500	19,500	24,294
	包括的（社会保障充実分）	1,700	1,700	1,700	1,850

2 財政安定化基金拠出金

介護保険給付費の増大や保険料収納率の低下などの理由で、介護保険財政が悪化した場合は、県が設置する財政安定化基金から資金の貸し付けを受けることができます。基金の財源は国・県・町が3分の1ずつ負担し、町の負担分は第1号被保険者の保険料を財源としています。

第9期計画では、財政安定化基金への拠出金及び借入金は見込んでいません。

3 第1号被保険者の費用負担割合

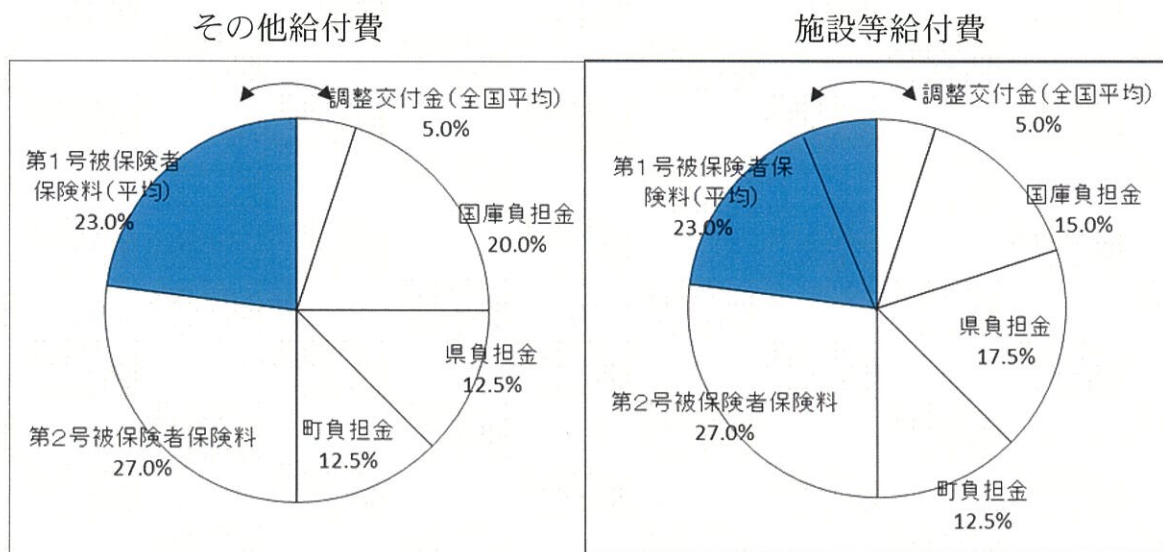
介護保険の財源は公費（税金）と保険料によりまかなわれます。

第9期計画の財源構成は以下のとおりとなります。

第1号被保険者が負担すべき割合は23%ですが、市町村によって第1号被保険者の所得水準や後期高齢者の占める割合などに違いがあります。そうした市町村の責めによらない要因によって生じる介護保険財政の不均衡を是正するため、国の負担分の中から調整交付金が交付されます。これは全国平均を5.0%とし、それぞれの市町村ごとに交付する制度です。高齢化率が高く低所得者の割合の高い当町では、調整交付金は約7.0%交付されると見込んでいます。

したがって、実際の第1号被保険者負担割合は約21.0%となります。(第1号被保険者負担割合 23% - (調整交付金負担見込割合 7.0% - 調整交付金基準 5.0%))

<標準給付費に係る財源内訳>



施設等給付費とは、県知事が指定する介護保険施設や特定施設に係る給付費で、その他給付費とは、施設等給付費以外の給付費となります。

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第4節：介護保険給付費等の見込み)

【標準給付費】

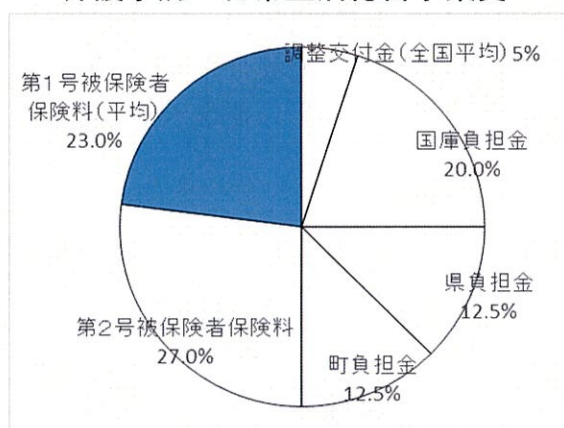
(単位：千円)

介護給付費

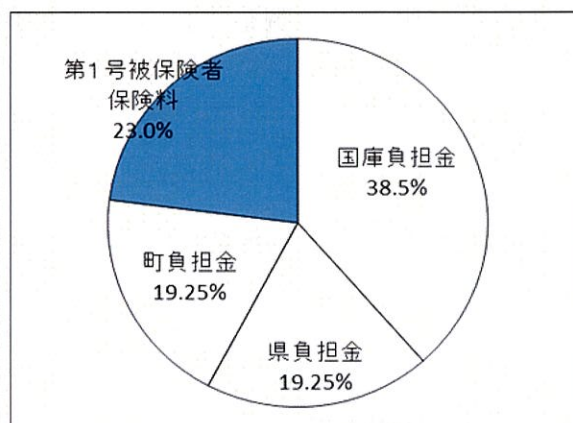
		第9期事業計画（令和6年度～令和8年度）			
標準給付費見込額		その他給付費		施設等給付費	
4,334,296		2,357,091		1,977,205	
財源 内訳	調整交付金（国）	164,996	7.00%	138,404	7.00%
	国負担金	471,420	20.0%	296,581	15.0%
	県負担金	294,636	12.5%	346,011	17.5%
	町負担金	294,636	12.5%	247,151	12.5%
	第2号被保険者保険料	636,414	27.0%	533,845	27.0%
	第1号被保険者保険料	494,989	21.0%	415,213	21.0%

＜地域支援事業費に係る財源内訳＞

介護予防・日常生活総合事業費



包括的・任意事業費



【地域支援事業費】

(単位：千円)

		第9期事業計画（令和6年度～令和8年度）			
地域支援事業費見込額		総合事業費		包括的・任意事業	
152,050		88,450		63,600	
財源 内訳	調整交付金（国）	6,192	7.00%	—	—
	国負担金	17,689	20.0%	24,486	38.5%
	県負担金	11,056	12.5%	12,243	19.25%
	町負担金	11,056	12.5%	12,243	19.25%
	第2号被保険者保険料	23,882	27.0%	—	—
	第1号被保険者保険料	18,575	21.0%	14,628	23.0%

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第4節：介護保険給付費等の見込み)

4 介護保険基金（介護給付費準備基金）の活用

第8期計画終了までに発生している保険料の剰余金については、介護保険基金（介護給付費準備基金）に積み立てて運用しています。この積立金に対する国の方針は、今後の物価高騰等を勘案し必要と認める額を除いて第9期計画の保険料上昇抑制に活用することとしています。そこで当町では第9期計画期間の3年間で1億850万円の取り崩しを実施し、保険料上昇抑制のために充当していきます。

5 第1号被保険者の保険料の算定

これまでの推計等から、第9期計画における第1号被保険者の保険料を算定します。

(1) 保険料基準額（月額）

介護保険制度では、市町村の保険財政運営の安定を図る観点から、第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間で均衡を保つように定めることとされています。そこで次のような方法で基準額を算定しています。

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (A)	1,441,746,821	1,459,756,273	1,432,793,202	4,334,296,296
地域支援事業費 (B)	50,120,000	50,400,000	51,530,000	152,050,000
(A) + (B) (C)	1,491,866,821	1,510,156,273	1,484,323,202	4,486,346,296
第1号被保険者負担割合 (D) (C×23%)	343,129,369	347,335,943	341,394,336	1,031,859,648
調整交付金相当額 (E)	73,533,341	74,447,814	73,156,160	221,137,315
調整交付金見込額 (F)	102,519,000	104,069,000	103,727,000	310,315,000
準備基金取り崩し額 (G)				108,500,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (H)	2,500,000	2,500,000	2,500,000	7,500,000
介護保険財政安定化基金交付金 (I)				0
予定保険料収納率 (J)	98.50%			
所得段階別加入割合補正後の被保険者数 (K)	3,964	3,955	3,934	11,853
保険料基準額 ((D) + (E) - (F) - (G) - (H) - (I)) ÷ (J) ÷ (K) ÷ 12月)				5,900

第9期介護保険料基準額を5,900円／月とします。

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第4節：介護保険給付費等の見込み)

(2) 第1号被保険者の保険料

① 公費投入による乗率の見直し

低所得者(住民税非課税世帯)の保険料負担を軽減するため、公費(国・県・町の税金)を投入し、乗率の引き下げを行います。

② 保険料所得段階等の見直し

保険料は応能負担の原則に基づき所得段階別に保険料の額を設定しています。第9期計画では、所得段階をさらに多段階化(第10段階から第13段階に)したうえで、対象者の基準所得金額や保険料率の見直しをします。

第9期計画における段階別の保険料は次のとおりです。(単位：円)

所得段階	対象者		保険料率	保険料 月 額	保険料 年 額
第1段階	住民 税 世 帯 非 課 税	生活保護者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合算 額が [※] 年80万円以下の方。	基準額×0.455 (軽減後0.285)	2,680 (1,680)	32,160 (20,160)
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合算 額が [※] 年80万円超120万円以下の方。	基準額×0.685 (軽減後0.485)	4,040 (2,860)	48,480 (34,320)
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合算 額が [※] 年120万円超の方。	基準額×0.69 (軽減後0.685)	4,070 (4,040)	48,840 (48,480)
第4段階	住民 税 世 帯 課 税	課税年金収入と合計所得金額の合計額 が [※] 80万円以下の方。	基準額×0.9	5,310	63,720
第5段階 (基準額)		課税年金収入と合計所得金額の合計額 が [※] 80万円超の方。	基準額×1.0	5,900	70,800
第6段階	本人 が 住 民 税 課 税	合計所得金額が [※] 年120万円未満の方。	基準額×1.2	7,080	84,960
第7段階		合計所得金額が [※] 年120万円以上210万円 未満の方。	基準額×1.3	7,670	92,040
第8段階		合計所得金額が [※] 年210万円以上320万円 未満の方。	基準額×1.5	8,850	106,200
第9段階		合計所得金額が [※] 年320万円以上420万円 未満の方。	基準額×1.7	10,030	120,360
第10段階		合計所得金額が [※] 年420万円以上520万円 未満の方。	基準額×1.9	11,210	134,520
第11段階		合計所得金額が [※] 年520万円以上620万円 未満の方。	基準額×2.1	12,390	148,680
第12段階		合計所得金額が [※] 年620万円以上720万円 未満の方。	基準額×2.3	13,570	162,840
第13段階		合計所得金額が [※] 年720万円以上の方。	基準額×2.4	14,160	169,920

第5節 老人福祉サービスの目標

1 老人福祉サービスの目標（施設整備等の計画）

(1) 養護老人ホーム

令和5年12月現在、町内に養護老人ホームはありません。養護老人ホームへの措置入所は、経済的な事情のほかに虐待など緊急的な入所もあります。入所が必要な方がいる場合には、関係機関等との協議や調整を密にしながら手続きを進めていきます。

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

令和5年12月現在、町内に軽費老人ホームはありません。高齢者のみの世帯や核家族化などが進み、介護状態になる前に自宅を離れ、こうした見守りのある施設を利用する方も増えてくると思われます。そこで入所希望のある場合は県など関係機関と連携しながら軽費老人ホーム等の情報を提供していきます。

(3) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

令和5年12月現在、定員10名の施設が1か所あり、今後も現状のとおり運営します。施設の特性上、自立した生活が困難になった方には、その方の身体や経済状況等を考慮した施設への移行について相談を行います。

(4) 老人福祉センター

町内に2か所、「高野町老人福祉センター」と「八千穂老人福祉センター」があります。高野町老人福祉センターではボランティア活動や地域住民有志による健康増進活動などを実施し、また八千穂老人福祉センターでは介護予防・日常生活支援総合事業として社会福祉協議会による通所型サービスAなどや、憩いの湯（町内在住の高齢者は無料で利用できます。）を実施しています。

なお、両施設は老人デイサービスセンター（通所介護）としても機能しています。

(5) 在宅介護支援センター（老人介護支援センター）

令和5年12月現在、町内に在宅介護支援センターはありません。

「在宅介護支援センター」は、地域の身近な相談窓口として、介護するた

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第5節：老人福祉サービスの目標)

めの知識や方法、または介護予防などに関する相談に応じるとともに、福祉や保健などのサービスを利用するための支援を行う施設です。当町では地域包括支援センターがその役割を担っています。

(6) 有料老人ホーム

令和5年12月現在、町内に有料老人ホームはありません。

第9期計画においては、多様な介護ニーズの受け皿として県などの関係機関と連携しながら必要な情報提供を行うなど広域的な支援を行うようにします。

(7) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

町内に1か所、定員70名（従来型40床、ユニット型30床）の「特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷」があります。

(8) 介護老人保健施設

町内に1か所、定員58名の「佐久穂町老人保健施設さやか」があります。

(9) 介護療養型医療施設

令和5年12月現在、町内に介護療養型医療施設はありません。医療ケアがより高い要介護認定者の受け入れ施設としての役割を担っていましたが、医療保険が適用される療養病床と機能が似ていることから、令和5年度末までに「介護医療院」等への転換が決定しています。

(10) 介護医療院

令和5年10月、町立千曲病院に介護医療院（18床）が開設されました。介護医療院は長期的な医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護認定者を対象とした施設です。

(11) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

町内に1か所、定員18名の「グループホームさくほ愛の郷」があります。

(12) 宅老所（地域密着型通所介護施設）

町内に2か所、定員15名の「宅老所やちほの家」と、定員10名の「宅老所よりあい亭」があります。

(13) 地域包括支援センター

町内に1か所あります。介護・保健・福祉の専門職が、高齢者およびその家族からの相談や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点です。

＜施設整備等の計画＞

区 分	単位	令和5年度実績	令和8年度目標
(1) 養護老人ホーム	設置数	0 か所	0 か所
(2) 軽費老人ホーム (ケアハウス)	設置数	0 か所	0 か所
(3) 生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	設置数 定 員	1 か所 10 人	1 か所 10 人
(4) 老人福祉センター	設置数	2 か所	2 か所
(5) 在宅介護支援センター (老人介護支援センター)	設置数	0 か所	0 か所
(6) 有料老人ホーム	設置数	0 か所	0 か所
(7) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	設置数 定 員	1 か所 70 人	1 か所 70 人
(8) 介護老人保健施設	設置数 定 員	1 か所 58 人	1 か所 58 人
(9) 介護療養型医療施設	設置数	0 か所	0 か所
(10) 介護医療院	設置数 定 員	1 か所 18 人	1 か所 18 人
(11) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	設置数 定 員	1 か所 18 人	1 か所 18 人
(12) 宅老所 (地域密着型通所介護施設)	設置数 定 員	2 か所 25 人	2 か所 25 人
(13) 地域包括支援センター	設置数	1 か所	1 か所

第4章 資料編

1 高齢者等実態調査

町内高齢者の生活実態や介護サービス利用に対する意向を調査し、第9期計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に、高齢者等実態調査（居宅要介護・要支援認定者等実態調査及び元気高齢者等実態調査）を実施しました。

○調査基準日： 令和4年10月1日

○調査方法： 郵送または聞き取り

(1) 居宅要介護・要支援認定者等実態調査

① 調査対象： 在宅の要介護・要支援認定者（全員を対象） 480人

② 調査の状況 単位：人

区分	対象者数	受付(提出)数	回収率(%)
64歳以下	8	3	37.5%
A. 65歳～69歳	14	9	64.3%
B. 70歳～74歳	25	11	44.0%
C. 75歳～79歳	41	28	68.3%
D. 80歳～84歳	73	39	53.4%
E. 85歳以上	319	199	62.4%
無効		2	
計	480	291	60.6%

(2) 元気高齢者等実態調査

① 調査対象： 介護サービスを利用していない高齢者（抽出） 200人

② 調査の状況 単位：人

区分	対象者数	受付(提出)数	回収率(%)
A. 65歳～69歳	60	50	83.3%
B. 70歳～74歳	60	41	68.3%
C. 75歳～79歳	34	27	79.4%
D. 80歳～84歳	30	24	80.0%
E. 85歳以上	16	12	75.0%
無効		1	
計	200	155	77.5%

(3) 調査結果について

調査結果は別冊「高齢者等実態調査の概要」のとおりです。

2 第9期計画の策定経過

下記の経過を経て第9期計画を策定しました。

○策定の経過

日時	会議等	内容
令和4年12月	高齢者等実態調査	在宅の要介護・要支援及び介護サービスを利用していない高齢者（元気高齢者）を対象にアンケート調査を実施
令和5年7月	高齢者等実態調査の集計	高齢者等実態調査の集計
令和5年10月30日	佐久穂町高齢者福祉推進委員会	第8期計画の実績 国の基本指針（案） 町の基本目標 諮問等について
令和5年11月22日	佐久穂町高齢者福祉推進委員会幹事会	第8期計画の実績 国の基本指針（案） 町の基本目標 介護サービス量等について
令和5年12月18日 ～12月28日	パブリックコメントの実施	第9期計画（素案）についてパブリックコメントを実施
令和6年1月15日	佐久穂町高齢者福祉推進委員会幹事会	第9期計画（案）について審議
令和6年1月29日	佐久穂町高齢者福祉推進委員会	第9期計画（案）について審議
令和6年2月21日	答申	高齢者福祉推進委員会より町へ答申

3 高齢者福祉推進委員会委員・同委員会幹事 名簿

○佐久穂町高齢者福祉推進委員会

所属	職名	氏名	備考
佐久総合病院	総括院長	渡辺 仁	
八千穂クリニック	院長	青木 幸範	
たなべ診療所	所長	田邊 哲	
小須田歯科医院	院長	小須田 俊輔	
佐久穂町民生児童委員協議会	会計補佐	由井 洋子	副会長
佐久穂町高齢者クラブ連合会	会長	山田 憲一	
佐久穂町社会福祉協議会	会長	小林 正一	会長
佐久穂町立千曲病院	院長	植竹 智義	
識見を有する方・被保険者代表		八巻 好美	
識見を有する方・被保険者代表		有井 たみ江	

○佐久穂町高齢者福祉推進委員会幹事

所属	職名	氏名	備考
佐久総合病院 地域ケア科	課長	岡部 司	
訪問看護ステーションやちほ	管理者	谷本 明子	
宅老所 やちほの家	所長	中村 孝子	
グループホームさくほ愛の郷	所長	内津 恵美	
特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷	施設長	今井 勝彦	幹事会長
佐久穂町社会福祉協議会	事務局長	岩崎 恒春	
佐久穂町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	管理者	井出 なつ子	
佐久穂町立千曲病院	事務長	竹内 俊文	
佐久穂町立千曲病院 地域医療連携室	総看護師長	島崎 君江	
佐久穂町老人保健施設	事務長	櫻井 嘉昭	